

○所沢市特定教育・保育施設等の設置者に係る業務管理体制検査実施要綱

平成30年3月30日要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）法第55条第2項による届出のあった同条第1項に規定する特定教育・保育提供者に対して行う法第56条第1項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、基本的事項を定めることにより、検査の的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の形態)

第2条 検査の形態は、一般検査及び特別検査とする。

(一般検査の方法等)

第3条 一般検査は、法第55条第2項による届出のあった事項及びその運用状況について、定期的かつ計画的に実地により行う。

2 市長は、一般検査の対象となる特定教育・保育提供者を決定したときは、あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育提供者に通知する。

3 一般検査は、必要に応じて他の法令に基づく指導等と同時に行うことができる。

4 一般検査の実施に当たっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める基準が適切に整備及び実施されているかを次に掲げる事項に基づき確認する。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

5 市長は、一般検査の結果について、特定教育・保育提供者に対し文書により指導、助言等を行い、改善を要する事項があるときは、期限を定めて別に定める様式による報告を求める。

(特別検査の方法等)

第4条 特別検査は、次の各号のいずれかに該当するときに随時適切に行う。

- (1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

2 特別検査の実施に当たっては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(勧告)

第5条 市長は、検査の結果、指導又は助言等を行った事項について適切な改善がなされないときは、法第57条第1項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、期限内に文書により市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、法第57条第2項の規定により、その旨を公表することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、法第57条第3項の規定により、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、期限内に文書により市長に報告を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による命令をしたときは、法第57条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(聴聞等)

第7条 市長は、検査の結果、命令の処分を行おうとするときは、検査後、当該処分 of 予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(身分証の携帯)

第8条 検査に際しては、担当する職員は、こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府

令（令和5年内閣府令第42号）に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（検査の結果の公表）

第9条 市長は、検査の結果の概要について、所沢市ホームページに公表するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるほか、検査に必要な事項については、別に定める。